

苫小牧工業高等専門学校学生の懲戒及び指導に関する細則

規則第 121 号

制 定 令和 7 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、苫小牧工業高等専門学校学則第 4 8 条に定める学生の懲戒及びその他の諸規則に違反した学生に対する指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 学生に対する懲戒及び指導は、対象行為の内容、結果、校内外への影響等を総合的に判断し、教育の一環として行うものとする。

(懲戒の区分及び定義)

第 3 条 懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。懲戒以外の教育的措置を指導とする。

2 「退学」とは、本校の学生としての身分を失わせることをいう。

3 「停学」とは、一定の期間、本校への登校を禁止し自宅謹慎させることをいう。

一 期限を付さずに命ずる停学を「無期停学」、期限を付して命ずる停学を「有期停学」という。

二 停学の期間は暦日により定めるが、その期間に定期試験及び長期休業期間は含まない。ただし、その期間の 2 分の 1 未満まで、長期休業期間以外の休業日を含めることができる。

三 停学期間中において、必要があるときは登校させて指導することができる。

四 第 3 項第 2 号の停学期間は在学年限に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が 3 か月以内である場合は修業年限に含めるものとする。

4 「訓告」とは、学生の違反行為を戒めて反省を求め注意することをいう。

5 「指導」とは、学生主事、寮務主事、専攻科長、学生主事補、寮務主事補、副専攻科長、学級担任（以下「学級担任等」という。）が、当該学生に対し注意を与え、反省を求め、必要な指導を行うことをいう。指導の種類は、学生主事注意、寮務主事注意、専攻科長注意、嚴重注意、とする。

(懲戒の効果)

第 4 条 第 3 条第 2 項から第 4 項に規定する懲戒を受けた学生は、本校の学生表彰の推薦対象とならない。

2 第 3 条第 2 項から第 4 項に規定する懲戒は、当該学生の指導要録に記載する。ただし、証明書等には当該懲戒を記載しない。

(懲戒の基準)

第 5 条 懲戒の基準は別表のとおりとする。

2 事案が複数である場合、悪質性が高いものと認められる場合、その結果に重大性が認められる場合、及び校内外に及ぼした被害や影響が大きい場合等は措置を加重できるものとする。

- 3 過去に懲戒または指導を受けた学生が再度懲戒または指導の対象となる行為を行った場合は、過去の反省を活かしていないものとみなし措置を加重できるものとする。
- 4 情状により措置を軽減することができるものとする。

(事実の調査)

第6条 学生の懲戒または指導の対象となる事案が起きた場合には、発見者又は関係者は実際に起こった事柄を確認し、速やかに担当主事（本科学生については学生主事，専攻科学生については専攻科長とする。ただし，寄宿舍内の事案については寮務主事とする。以下同じ。）に報告するものとする。

- 2 報告を受けた担当主事は、学級担任等と連絡をとりつつ、事実の確認及び当該学生を含む関係者への聴き取り（以下「事実調査」という。）にあたる。事実調査は、複数の教職員を充て対応する。

(懲戒相当と判断された学生の取扱い)

第7条 担当主事は、懲戒に相当する事案であり、当該学生が登校することにより著しい弊害が生じる可能性があると判断した場合は、懲戒が決定するまでの間、学生に自宅待機を指導することができる。

(懲戒等の手続)

第8条 学生に対する懲戒は、第5条の規定に従い、担当委員会（本科学生については学生委員会，専攻科学生については専攻科委員会，寄宿舍内の事案については寮務委員会とする。以下同じ。）で審議する。

- 2 第3条第2項から第4項に規定する懲戒については、担当委員会における審議を経て校長が決定する。
- 3 寮務委員会において1週間を超える停学が相当すると判断された事案は、これについて学生委員会と合同で審議する。

(懲戒処分の申し渡し)

第9条 校長は、第3条第2項から第4項に規定する懲戒を決定した場合は、口頭により措置理由・内容を申し渡すものとする。

- 2 第3条第2項から第4項に規定する懲戒の申し渡しは、担当主事及び学級担任等が立会いのうえ、学生及び保護者（留学生の場合は指導教員）を召喚し、行う。
- 3 第3条第3項に規定する懲戒期間中の指導計画は担当主事が申し渡すものとする。

(不服申し立て)

第10条 懲戒を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により校長に対して、申し渡しを受けた日の翌日から起算して一週間以内に不服申し立てを行うことができる。

- 2 校長は、前項の不服申し立てを受理した場合には、担当委員会の意見を聴いた上で、運営委員会における審議を経て、懲戒が相当ではないと判断された場合は、懲戒の再審議を行う。
- 3 懲戒の変更の有無にかかわらず、その結果を文書で当該学生及び保護者（留学生の場

合は指導教員)に通知する。

(停学期間中の指導)

第11条 停学期間中の学生の指導は学級担任等が行い、生活記録及び反省文を書かせ、その他必要があるときは課題等を与える。また、担当主事が必要と認める指導を行うことができるものとする。

(無期停学の解除)

第12条 無期停学の解除は、次のとおりとする。

- 一 担当主事又は学級担任等は、無期停学中の学生について、その反省の程度及び学業への意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めた場合は担当委員会に対し無期停学の解除を申請することができる。
- 二 前項の申請があった場合、担当委員会において無期停学の解除について審議する。
- 三 担当委員会で無期停学の解除が了承された場合は、速やかに校長に報告し、校長が無期停学の解除について決定する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 懲戒の基準（第5条第1項関係）

事案	措置	備考
20歳未満の喫煙，飲酒	停学以上	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこ，電子たばこ，ノンアルコール飲料（味わい等が酒類に類似している飲料）も同様の措置とする。 ・20歳以上が校内でこれらの行為を行った場合，同様の措置とする。 ・状況を総合的に勘案して決定する。
20歳未満の喫煙，飲酒への同席	指導 または訓告以上	
20歳未満の喫煙器具，酒類の所持	指導 または訓告以上	
物品の不正入手	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
暴行	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
恐喝，詐欺	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
不同意性交等，不同意わいせつ，性的姿態等撮影	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
ストーカー行為	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
いじめ ※1	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
迷惑行為	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
誹謗中傷	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
器物損壊	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
規制薬物の所持，使用等	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
賭博	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
情報機器・ネットワーク等の不正使用 ※2	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
法令に違反する行為	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
立入が規制または禁止されている場所への不適切な侵入	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
交通事故・交通違反	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。 自転車，電動キックボード等も同様の措置とする。
無許可車両の校内乗り入れ，学校近隣への駐車，通学利用	指導 または訓告以上	電動キックボード等も同様の措置とする。
定期試験における不正行為 ※3	停学以上	当該試験を含む学期の全科目の試験の成績を0点とする。
本校の施設設備，備品，消耗品の不適切な使用	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
本校の秩序を乱す行為	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。 本校の秩序を乱す行為には以下の行為を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業や諸活動の円滑な実施を妨害する行為 ・校舎ならびに施設設備の安全かつ適切な運用を妨げる行為 ・その他本校の諸規則に違反し，他者の修学環境を害する行為
本校の名誉・信用を失墜させる行為	指導 または訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。

懲戒及び指導は，重大なものから順に，退学，停学，訓告，担当主事による注意（学生主事注意，寮務主事注意，専攻科長注意），嚴重注意である。措置の「以上」とは，当該措置あるいはそれよりも重大な措置となることである。

※1：苫小牧工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

※2：苫小牧工業高等専門学校ソーシャルメディア利用ガイドライン

※3：苫小牧工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程の修了及び卒業の認定に関する規程